

議案第 7 3 号

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

海老名市長 内野 優

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数を定めるため

海老名市農業委員会委員及び海老名市農地利用最適化推進委員の定数に関する条例

(海老名市農業委員会委員の定数)

第1条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項の規定により、海老名市農業委員会委員の定数は、14人とする。

(海老名市農地利用最適化推進委員の定数)

第2条 農業委員会等に関する法律第18条第2項の規定により、海老名市農地利用最適化推進委員の定数は、6人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(海老名市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

2 海老名市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和30年条例第1号）は、廃止する。